

## 登別市広報市民リポーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置する登別市広報市民リポーター（以下「市民リポーター」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長は、市民参加の広報紙づくりをすすめるため、市民リポーターを設置する。

(定数)

第3条 市民リポーターの数は、12人を限度とし市民から募集する。

2 市民リポーターは、別に定める選考基準に基づき選考のうえ、市長が委嘱する。

(業務)

第4条 市民リポーターの業務は、次のとおりとする。

(1) 月1回開催する市民リポーター会議へ出席のうえ、広報企画に関して意見を述べること。

(2) 市民リポーター会議で決定した広報企画に基づき、記事を作成すること。市が行う広報活動について意見、要望等を随時又は定期的に文書により提出すること。

(任期)

第5条 市民リポーターの任期は、毎年度委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

(1) 市民リポーターが、他の市町村に住所を移したとき。

(2) 市民リポーターとしての協力が得られなくなったとき。

(3) 市の広報目的又は広報計画に違反したとき。

(4) その他市民リポーターとしてふさわしくない行為があったとき。

(事務)

第6条 市民リポーターに関する事務は、総務部秘書広報グループにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。